

平成 2 5 年

議会運営委員会記録

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成25年11月26日(火曜日)
午前 9時30分 開会 午前11時12分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊 藤 秀 雄 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	阿 部 かをる 議員	委 員	待 鳥 美 光 議員
議 長	菅 原 満 議員	副 議 長	栗 原 次 男 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
企 画 部 長	石 田 清	総 務 部 長	山 崎 悟
秘書広報課長	大 野 久 芳		

◇事務局職員

議会事務局長	富 澤 勝 広	議会事務局次長	本 間 修
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
平成25年和光市議会12月定例会の会期予定等について
- 特定事件8 その他議会運営に関することについて
- ・ 議会報告会
 - ・ 市民の要望
 - ・ その他

午前 9時30分 開会

○齊藤秀雄委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、会議には議長とオブザーバーとして副議長と1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告します。

本日の案件は、次の議会の会期予定等についてと、その他議会運営に関することについてです。

それでは、市長よりあいさつを求められています。

市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成25年12月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

今定例会につきましても、11月28日に開会すべく、21日に招集告示をさせていただいたところでございます。今般、提出させていただく案件は、契約の締結1件のほか、条例の制定や一部改正、一般会計及び各特別会計の補正予算など合計12議案の審議をお願いするものでございます。

それでは、詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○齊藤秀雄委員長 市長は公務のため、これにて退席されます。

〔市長退席〕

提出議案について、提出議案は議案12件です。提出議案の説明を総務部長、お願いいたします。

総務部長。

○山崎総務部長 おはようございます。

それでは、本会議に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、議案第68号、和光市消防団デジタル無線の購入契約の締結について説明いたします。

和光市消防団デジタル無線の購入につきましても、扶桑電通株式会社北関東営業所と、平成25年10月31日に仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約金額は2,362万5,000円、納入場所は和光市役所及び各分団車庫でございます。

次に、議案第69号、消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて説明いたします。

消費税法の一部改正に伴い、消費税法の対象となる公の施設の使用料及び利用料金並びに一部の手数料を消費税率の引き上げに対応した額に改正するため、関係条例の整備を行うものであります。

次に、議案第70号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び大規模災害からの復興に関する法律に基づく災害派遣手当の規定を整備し、また、職員に支給する管理職手当の月額の上限額及び少人数学級を推進するため、小学校へ配置する臨時職員に支給する賃金の額を定めるものであります。

次に、議案第71号、和光市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

道路法及び道路法施行令の一部改正に伴い、国の事業に係る道路占用料の徴収に関する規定を改正したいので、道路法第39条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第72号、和光市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

消費税法の一部改正に伴う下水道使用料に係る消費税率及び下水道事業の地方公営企業法適用における管理者の定義並びに手数料に係る事項等について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第73号、和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を定めることについて説明いたします。

和光市の公共下水道事業に地方公営企業法の全部を平成26年4月1日から適用させ、地方公営企業会計制度を導入し、地方公営企業化するため、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、定めるものでございます。

この条例を定めるに当たって、和光市水道事業の設置等に関する条例、和光市下水道事業特別会計条例を廃止し、その他関係条例をあわせて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第74号、和光市水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

消費税法の一部改正に伴い、水道利用加入金、配水管工事負担金及び水道料金に係る消費税率の規定を改正したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第75号、平成25年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,649万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ226億5,090万5,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

議会費では、政務活動費の不請求による不用額を減額しております。

次に、総務費では、庁舎施設整備において、消防用施設点検時に指摘のあった庁舎地下1階の不活性ガス消火設備の更新及び電算室空調設備の改修に係る工事費を計上しております。

民生費では、在宅障害者支援において手当受給者、サービス利用者が当初の見込みより増加

したため、介護給付費・訓練等給付費等を増額し、地域密着型サービス拠点等整備において、西大和団地内に介護予防、健康指導及び地域交流の拠点づくりを実施する介護予防拠点整備のための補助金を計上し、福祉の里施設整備において、ナースコール機器の故障による修繕対応が困難になったことから、ナースコール設備の交換に係る工事費を計上しております。また、次世代育成支援対策行動計画策定において、子ども・子育て支援新制度に対応したシステムを導入する業務委託料を増額し、民間保育園運営において、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金を計上し、児童センター管理運営において、総合児童センタープール棟の休館により、プール管理運営に係る費用を減額し、生活保護において、保護人員などが当初の見込みより増加したため、生活扶助及び住宅扶助を増額しております。

衛生費では、保健センター施設整備において、故障のため一部使用ができなくなっている電話設備の更新、関東電気保安協会の漏電等の指摘による駐車場の外灯絶縁調査改修及び空調機改修に係る工事費を計上しております。

労働費では、勤労福祉センター施設整備において、アスレチックルームの空調設備老朽化に伴う空調機更新に係る工事費を計上しております。

土木費では、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を活用し、開発登録簿電子化業務に係る費用を計上し、道路整備において、道路改良工事に伴う用地取得について地権者と合意したことから、用地取得費を増額しております。

消防費では、朝霞地区一部事務組合負担金において、朝霞地区一部事務組合職員の給与減額措置に伴い負担金を減額し、防災施設整備では防災無線デジタル化変換事業を平成26年度以降に社会資本整備総合交付金を活用して実施するため工事費を減額し、被災地人的支援業務において平成26年度以降も被災地人的支援を継続することから、新たに軽自動車を1台購入する費用を計上しております。

教育費では、小学校管理運営において、新倉小学校地内の国有地部分を購入するため、用地取得費を計上し、和光市市立小学校建設において、小学校建設事業に係る用地交渉の進捗に伴い、契約及び登記等に必要となる費用を増額するほか、小学校建設設計業務委託が継続事業として実施することとなり、当年度に係る委託料が不要となることから、委託料を減額し、同額を学校建設基金に積み立てることといたします。

また、中学校施設整備において、非構造部材の耐震化及び第二中学校管理棟屋上防水改修に係る工事費等を計上し、給食施設整備において第三小学校給食室の夏場の室温、湿度が非常に高く、既存の空調機では対応できないことから、空調機の改修に係る工事費を計上しております。

また、職員異動に伴う予算の組み替え、職員の給料の特例に関する条例等により、職員人件費が減額になったことから、職員人件費を減額しております。

次に、主な歳入について説明いたします。

国有提供施設等所在市町村助成交付金等では、交付金額が決定したため、国有提供施設等所

在市町村助成交付金を減額し、施設等所在市町村調整交付金を増額しております。

使用料及び手数料では、総合児童センタープール棟の休館により、児童センタープール使用料を減額しております。

国庫支出金では、国庫負担金で手当受給者やサービス利用者などの増額に伴い、特別障害者手当等給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金及び生活保護費負担金を増額し、国庫補助金で、本町小学校非構造部材耐震化工事に係る学校施設環境改善交付金及び交付限度額の示された地域の元気臨時交付金を計上しております。

県支出金では、県負担金で障害者自立支援給付費負担金を国庫負担分に応じて増額し、県補助金で、地域密着型サービス拠点等整備に係る埼玉県介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金を計上し、在宅重度心身障害者手当受給者の増加に伴い、埼玉県障害者生活支援事業補助金を増額し、子ども・子育て支援新制度対応システム導入に係る子ども・子育て支援新制度対応システム構築事業補助金を計上し、民間保育施設の保育士等の処遇改善等を図るための保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金を計上し、開発登録簿電子化業務を実施するため埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を増額しております。

繰入金では、基金繰入金で、庁舎施設整備、福祉の里施設整備及び保健センター施設整備の財源として公共施設整備基金繰入金を、小学校及び中学校施設整備の財源として学校教育施設整備基金繰入金をそれぞれ増額しております。

諸収入では、総合児童センタープール棟の休館により、水泳教室を実施しないことから、水泳教室参加者徴収金を減額しております。

市債では、防災無線デジタル化変換事業を平成25年度に実施しないため、防災無線デジタル化変換事業債を減額し、新倉小学校の用地取得の財源として、新倉小学校用地取得事業債を計上しております。

なお、歳入歳出調整後の歳入の不足額2,956万2,000円につきましては、財政調整基金からの繰り入れをもって措置しております。

次に、議案第76号、平成25年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ82万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億5,387万1,000円とするものであります。

主な歳出については、特定健診等データ管理システム機器更改に関する費用を追加するものであります。

歳入については、保険給付費等支払基金繰入金を増額するものであります。

次に、議案第77号、平成25年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,812万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億7,817万9,000円とするものであります。

主な歳出については、地域包括支援センター委託料で、中央第二地域包括支援センターが平成26年1月からの開所となったことに伴い、4月分から12月分までの委託料の減額及び中央地域包括支援センターの職員定数の変更に伴う委託料の減額により、1,812万5,000円を減額しております。また、市町村特別給付費については、紙おむつ等支給事業で、利用者数の増加及び1件当たりの利用枚数の増加により216万3,000円の増額を行う一方、地域送迎事業の食の自立・栄養改善事業で1件当たりの利用額等が減少したことにより、216万3,000円を減額しております。

次に、歳入については、総務費の委託センター運営費の減額に伴い、一般会計からの事務費繰入金1,812万5,000円を減額しております。

次に、議案第78号、平成25年度埼玉県和光市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ370万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,115万2,000円とするものであります。

歳出については、職員の異動に伴う予算の組み替え、職員の給料の特例に関する条例等により、職員人件費370万6,000円を減額補正するものであります。

歳入については、職員人件費の減額に伴い、一般会計繰入金370万6,000円を減額補正するものであります。

次に、議案第79号、埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ332万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,163万2,000円とするものであります。

歳出については、職員異動に伴う予算の組み替え、職員の給料の特例に関する条例等により、職員人件費332万6,000円を減額補正するものであります。

歳入については、収入が見込まれる歳計現金預金利子を1,000円増額補正するとともに、一般会計繰入金332万7,000円を減額補正するものでございます。

○齊藤秀雄委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時48分 休憩）

再開します。（午前 9時50分 再開）

議案の先議について、初めに、議案第68号、議案第69号及び議案第71号は委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長、付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

次に、請願、陳情についてです。請願は1件受理しています。

ここで陳情に関し、提出された文書「市道設置に関する陳情書」の陳情としての取り扱いについて議長、御説明を願います。

議長。

○菅原満議長 陳情が配付されているものと思いますので、ごらんいただきたいと思います。第131号として受け付けております「市道設置に関する陳情書」であります。この内容をごらんいただくとわかりますとおり、建築基準法、法的要件の関係がございますので、陳情として議会で審査するになじまないということで、議員への配付という扱いにさせていただきたいということでございます。

内容的に見ていただきますと、一番の基本は法的な関係であります。また将来の状況でありますので、内容的に不確かな状況ということも付随してございますので、配付扱いということで確認をいただければと思います。お願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 それでは、「市道設置に関する陳情書」の取り扱いについて御意見ございますでしょうか。議長の説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、和光市議会における陳情としてはなじまないとして、陳情としての扱いをしないということで、議員への配付のみとする取り扱いで終わりたいと思います。

議長。

○菅原満議長 続けてであります。配付してございますほか2件でありますけれども、第160号として受け付けているもの、こちらにつきましても内容が陳情としてなじまないということを確認いただいております。

配付してあります陳情の扱いに關してであります。第160号で受け付けております陳情、これについては従来より陳情になじまないということで、配付という扱いにさせてきております。改めてその扱いとすることといたしますので、御確認いただきたいと思ひます。

それから、第185号として受け付けております11月20日受付の内容であります。これにつきまして基本的には職員の懲罰を求める件であります。和光市議会には、この関係については権限もございません。それと法的な関係についても、和光市議会における陳情としてなじまないという議長判断により、議員配付という扱いをさせていただいております。これについても改めて出てきておりますので確認をしていただければと思いますので、お願いをいたします。

市道設置に關しては、先ほどの扱いで確認をいただいております。それを踏まえて陳情の付託について協議を進めていただければと思います。お願いをいたします。

○齊藤秀雄委員長 議長から説明がありました第160号及び第185号に關して、議会としてはなじまないという説明がございました。

皆さんの御意見を募ります。

議長提案のとおりでよろしいですか。新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 今これ全部読めたわけではないんですけども、特に意見ございません。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 第165号に関しては、従来より陳情になじまないものとして配付してきたという前例もございますし、なじまないということで、それから第185号の内容につきましても議長の御説明をお聞きしましたが、そのとおりなじまないと理解します。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 議長の説明に賛成で配付ということでよろしいかと思えます。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 第160号は議長の意見に賛成ですが、第185号に関してはまだ目を通していないんですけども、内容的には前回に続いて2回目ですね。私としては経験がないもので判断しにくいのですが、直接こういう文書についてはいかがなものかなと思いますので、皆さんの御判断に従います。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 基本的には前回のもと同様の内容ですので、前回のもは読んでいるという前提で、なおかつまた同様の趣旨のものが出てきたので、改めて確認をとということでお願いしている次第です。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 意見ということで、金井議員から、内容がよく理解できないので皆さんに従いますという発言がされているんですけども。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 理解できないというよりまだ読んでいない。前回と同じ趣旨だということであれば、皆さんの御意見に従って、議長の御意見に賛成します。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 改めて申し上げますが、この陳情は職員の懲戒処分を求める陳情ですので、これは明らかに議会の権限にはございませんので陳情になじみません。ですから、配付のみの扱いということで前回もしておりますので、その確認をお願いしたということでございます。

○齊藤秀雄委員長 それでは、金井議員、最終的な御意見をお願いいたします。

○金井伸夫委員外議員 陳情になじみませんので、陳情としては受け付けないということで賛成です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、結論といたしまして、議長からの説明がありました第160号及び第185号に関しては、議員への配付のみという形で、議会としてはなじまないということで取り扱いとしては配付のみという形で御理解ください。

それでは副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長、付託表朗読—添付資料参照—〕

以上のように、付託したいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、請願1件、陳情4件ということで以上のように決定いたしました。

次に、陳情に関して、会議規則第145条に適合しないものについて、議長から報告をお願いいたします。

議長。

○菅原満議長 報告ということでありませけれども、先ほど皆様の協議で確認いただいたとおり、会議規則第145条に適合しないものとして10月28日に受け付けております「地球社会建設決議に関する陳情書」、それから11月20日に受け付けております「5年に一度実施される神聖な第三次男女共同参画こうプラン素案に関するパブリックコメント」で始まる職員の「計画的かつ故意に減茶苦茶にした事件の懲戒処分に関する陳情」、これについてはなじまないという扱いで御確認をいただいております。

また、「市道設置に関する陳情書」でも確認し、協議していただいておりますので、改めてここで御報告申し上げます。

○齊藤秀雄委員長 ただいま議長から報告がありました文書の扱いについて御意見ありましたらお願いいたします。

異議ございませんか。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 ないです。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 ございません。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 ありません。

○齊藤秀雄委員長 それでは、ただいまの文書の扱いについては議長からの報告どおりの扱いということになります。よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

ここで議長から発言があります。

議長。

○菅原満議長 陳情、請願についてです。請願は紹介議員がおられますが、直近の本会議で議決したものと同様、同等の請願、陳情が提出された場合の取り扱いについて、また今回のように法的な面において、明らかになじまない陳情書の扱いについて、現在は受理をして陳情として扱うかどうか協議しております。その辺の扱いについて改めて協議いただいて、明確にいただければ、受付時の対応、またその後の配付関係について適切な扱いが早目にできること

となりますので、今後、議運で御協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

現在はその都度諮っておりますが、その辺について協議いただければと思います。今後提起させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 議長からの今のお話ですと、陳情、請願に関してその都度、一つ一つ議運で判断するというよりも、まずは受付窓口で適合するかしらないか、なじむかなじまないかという形での判断の明文化をしたほうがよろしいのではないかという話です。その点、会派でももんでいただいて取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

休憩します。（午前10時10分 休憩）

再開します。（午前10時22分 再開）

次に、一般質問について、通告者は15人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は19日間とし、常任委員会を2日とし、総務環境常任委員会を12月5日木曜日に、文教厚生常任委員会を12月6日金曜日に行いたいと思います。また、一般質問を4日間としたいと思います。

なお、11月29日金曜日及び12月2日月曜日、3日火曜日を調査休会、13日金曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は12月2日月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、各会派から提出されております意見書案の取り扱いについてです。新しい風から1件、日本共産党から1件の意見書案が提出されています。この意見書案の調整のため、12月4日水曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

また、調整が整った場合は、12月11日水曜日の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、意見書案に関連して、9月定例会で副議長提案とならず、継続審議とした全国市議会議長会から依頼されている「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」についてです。この件を12月定例会時点における案件として協議したいと思います。

休憩します。（午前10時25分 休憩）

再開します。（午前10時27分 再開）

それでは、この件に関しましては、各党派で持ち帰って協議していただきまして、次の議運で協議したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議員提出議案の提出について議長から発言があります。

議長。

○菅原満議長 和光市議会基本条例の一部を改正する条例を定めることについてであります。改正内容は市長等の定義を明確化すること、また、地方自治法の一部改正に伴い、関連規定や文言を整理するものであります。

今回は特に水道と下水道の関係とか、それから管理者とか、そういった点について整理をしていくこととなります。具体的内容については、まとまりましたら改めて議運に御提示申し上げますので、よろしく願いいたします。

なお、補足について事務局からあればお願いします。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 それでは事務局から改正の内容について説明願います。

議会事務局次長。

○本間議会事務局次長 では、申し上げます。

今回、基本条例の一部改正の部分、これは第2条の定義になります。現在の定義ですと市長等とは市長、教育委員会、選挙管理委員会云々とありまして、最後に水道事業管理者という形になってございます。現在は和光市は水道事業管理者を置いてございませんので、置いていない自治体に当たりましては地方公営企業法では、管理者の権限は当該地方公共団体の長が行うという形で、市長が行うことになってございます。その形をとりまして、定義の第2条で市長等とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長も含む）という形で、管理者権限を行う者も市長なんだよという形で市長にまとめてございます。

それからもう1点、地方自治法の改正の関係で第14条の議員の定数、それから、第15条の議員の報酬のところなんですが、ここを第109条第7項が現在なんですが、本来第6項が正しいので項ずれという形で直します。要は条例提出権が委員会または議員にあるというのは、現在の自治法では法第109条第6項が正しいので、第7項から第6項にかえると、この2つの部分が今回条例の改正案になるところでございます。

○齊藤秀雄委員長 それでは、議長から発言がありました件につきましては、ただいまの説明

のとおり改正し、副議長提案として最終日に上程する準備で進めていきますので、御了承くださいようお願いします。

議員提出議案については、以上となりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、朝霞地区一部事務組合議会議員の選挙についてです。

議長から発言があります。

議長。

○菅原満議長 朝霞地区一部事務組合から、現組合議会議員の任期が平成25年12月21日をもって満了となることに伴う選挙を行いますので、御了承お願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 ただいま議長から発言ありました件については、御了承いただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

また、この選挙の方法について、指名推選としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

なお、この朝霞地区一部事務組合議会議員の選挙は、開会日の議案に対する採決の後に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてです。

議長から発言があります。

議長。

○菅原満議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員において、市長選出議員に2名の欠員が生じているので、同連合規約に基づく選挙を実施することとなります。候補者の数が選挙すべき議員数を超えた場合には、今定例会の閉会日に選挙を実施することになるので、御了承をお願いいたします。

また、候補者数の結果は確定次第、主管課を経由して通知されますので、選挙の有無は確定次第、報告をさせていただきます。

ちなみに、告示日は11月6日、候補者届出受付期間は11月27日から12月3日となっております。

以上でございます。

○齊藤秀雄委員長 ただいま議長から発言がありました件は、御了承いただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

では、選挙の有無については、結果がわかり次第、報告のほどお願いいたします。

休憩します。(午前10時34分 休憩)

再開します。(午前10時48分 再開)

それでは次に進みます。

その他、議会運営に関する事として、初めに議会報告会についてです。

さきに開催した議会報告会について、各担当から記録及びアンケートの集計、2会派からの議会報告会の所見が提出されました。

また、市議会ホームページ案を作成しましたので、一度会派に持ち帰って内容を御協議いただきたいと思います。その後、12月12日木曜日、一般質問4日目の本会議終了後、全員協議会を開催する予定でありますので、その際にも御意見等いただきたいと思います。

その全員協議会を経た後で、12月16日月曜日、本会議閉会日の終了後に議会運営委員会を開催し、総括したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、既に過日開催した全員協議会で御意見をいただいている市民からの要望で、市議会ホームページから議員個人へのホームページへのリンクについて、議会運営委員会として協議をしていただきたいと思います。この件について御意見をお願いします。

要は市議会ホームページから議員個人のホームページへのリンクということです。いかがお考えになりますか。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 これを実際に行っている市町村はあると思うんですけども、ただこの前、全員協議会で出た御意見のように、すべての議員がホームページを開設しているわけではないという状況と、それから名前を検索すれば、そこに簡単に行き着くので、あえて市のホームページから、全員がそろっているわけではないところにリンクを張る必要はないのではないかとこの意見に賛成します。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 同じです。

○齊藤秀雄委員長 共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 私もやはり個人の議員が責任を持ってつくっているホームページと、議会として持っているホームページ、これの混乱があってはいけないと思いますので、現時点ではリンクの必要性はないと思っています。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私も同じ意見です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、意見が整いました。ホームページに関しては、議会と個人とは別個のものとするということで、リンクはしないという方向でまとめたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

以上で、本日の議会運営委員会に係る事件の審議はすべて終了しました。

休憩します。（午前10時52分 休憩）

再開します。（午前10時55分 再開）

ここで議長から発言があります。

議長。

○菅原満議長 案件がすべて終了したわけでありませけれども、一般質問の執行部側との調整に関してであります。一般質問は基本的に市政に関する質問ということになっておりますので、それを踏まえてお願いいたします。

それからもう一つ、一般質問は議員からの提案ですので、議員側から執行部に対して質問の趣旨等、内容についてはきちんと説明をしていただきたいと思います。

ぎりぎりまで、質問の直前まで、個人で調整するのは結構なんですけれども、執行部側に対してきちんとした議員提案の説明をしていただきたいと思います。執行部側の提案に対してもきちんとした説明等を求めておりますので、議員提案ということですので、きちんとした調整をお願いいたします。

それから、個人のホームページの関係でリンクのお話が出ておりましたが、先ほども御意見で出ておりましたとおり、議員個人のホームページは議員個人で作成し、議員個人で責任をとっていただいているものだとして認識しております。議会あるいは議会事務局が責任を負うものではないということで、掲載内容については議会あるいは議会事務局等に関連する部分については、事前に御確認をいただきたいと思いますということを、各会派で徹底をしていただきたいと思います。

議員個人のホームページの内容について、何らかのそごがあったりした場合でも、議会としては一切責任は負いかねますので、その点の周知をお願いいたします。

それから、議会報告会の関係でまた全員協議会、議会運営委員会で確認していただくことをお願いしましたが、あくまでも議員が主体で開催するものであります。その点を踏まえて、議員が資料案の作成、その他について、積極的に行うものであるということで、きております。その点についても各会派認識を確認しておいていただきたいと思います。

事務局に仕事を振るといようなことだと、議員主催の議会報告会の趣旨が薄れますので、その点お願いをいたします。

以上でございます。

○齊藤秀雄委員長 今議長からの答弁調整の件、またホームページの件、また議会報告会の件それぞれありました。会派で持ち帰って御報告願いたいと思います。

阿部委員。

○阿部かをる委員 具体的に例えばという話をしていただけますか。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 具体的にいいますと、質問を提出して、大体そのあたりで9割9分固まってい

るのかなとは思いますが、状況を見てどんどん質問が変わって行ってしまって、質問の前日に自分が質問をする。例えば阿部議員がした質問だけでも、前任者の質問を聞いていたら、やはりこういうふうに聞こうということで質問をつくり変えてしまって、その日の一般質問が終わった夕方ごろ、こういうことで聞くからということで、出されると、それ以降、職員は残業して答弁をとりあえず考えなくてはいけなくなってしまいます。そういったことがないようにしていただきたいということで、途中でどんどん変わって五月雨式にやると、執行部側としても対応のしようがなくなって行ってしまいます。それが1点。

それから、議員個人のホームページに「お問い合わせは議会事務局へ」という内容が散見されました。あくまでも責任はとれませんので、間違っている内容にしろ、素晴らしい内容にしろ何にしろ、責任はとれません。なおかつ議会と関係する内容については、やはり掲載するときにはこういう形で載せたよと言っておいていただかないと、問い合わせが来ても何がなんだかかわからずに、苦情がこちらに来たり、あるいは執行部側に行ったりする場合がありますので、よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 議会報告会の件に関しても話を願います。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 議会報告会はあくまでも議員が主体でやるということです。資料作成が大変だから、やはり事務局に手伝ってもらおうとか何とかではなくて、議員で何とか手分けして今までやってきていますので、その方向で進化させていただくということで、お願いをいたします。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 執行部側に内容をきちんと説明するというので、最終的に最初のヒアリングと変わった内容を前日に出されると、執行部側もその内容を聞いての答弁調整に大変苦慮するというのでの議長からのお話だったんですが、数字的なものの答弁をいただく場合には、ヒアリングの中できちっと伝えるということも必要かなと思うんです。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 細かい数字の部分で、例えば過去10年とか過去3年とかいったところは必要ですね。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 他市の事例とか何とかというそういうことの説明もきちっと伝えることが必要ですね。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 そういった点について、伝聞とかそういったものについては、きちっと出どころとかも執行部側に伝えてやっていただきたいということです。法律的な論拠というか、法律云々と、これはこういうふうに解釈するのではないのですかというようなのが見られますけれ

ども、法的なものについてもきちんと正確にしていきたいということです。

あと、発言はあくまで個人で責任を負うものですので、特にインターネットで中継していますから、極力編集は施さないで、そのまま流す形にしていますので、ほかのところで具体的な事例は確認しておりませんが、インターネットの生中継で議員の発言で大変な思いをしたという議会、議長がいらっしゃるようですので、発言内容、言葉遣いにはくれぐれもお気をつけくださいということです。

○齊藤秀雄委員長　そういう形でよろしくをお願いします。

阿部委員。

○阿部かをる委員　市政に関することというこの事例は何かありますか。

○齊藤秀雄委員長　議長。

○菅原満議長　あくまでも会議規則には、和光の市政に関することとなっていますので、本来的には外交をどうするか、何をどうするかというのは市の権限の範囲外ですので、それを踏まえてやっていただきたいということです。今お聞きになるのはとめるわけにはいきませんが、その辺は十分踏まえてお願いをいたします。

○齊藤秀雄委員長　議長からの話で答弁調整の件、議会報告会の件、また議員個人のホームページの件、それぞれ御理解いただきたいと思います。

議長。

○菅原満議長　答弁の調整というか、質問をきちんと相手に伝えてほしいということ、ぎりぎりまで引っ張ることをしないでほしいということ、細かい話は事前にきちんとこういうことを聞くということをお願いをいたします。

○齊藤秀雄委員長　金井議員。

○金井伸夫委員外議員　1つ気がついたことなただけけれども、市長への手紙で議長の公務予定日をホームページに載せてほしいというのが再三来ているんですけども、いかがでしょうか。

○齊藤秀雄委員長　議長。

○菅原満議長　あれは載せないということで全協でも確認していただいています。

○齊藤秀雄委員長　金井議員。

○金井伸夫委員外議員　2回目のメールが来ていますが。

○齊藤秀雄委員長　議長。

○菅原満議長　何回も来ています。議長の公務予定を公表しろと。ただ、議会はやったことをきちんと公表するという立場でいますので、予定がどういうふうになるかというのもわからないし、市長は市を代表しているから掲載しているんでしょうけれども、議長も公務日程、公務報告をしているところの議会というのは余りないというか、意外と少ないです。

○齊藤秀雄委員長　金井議員よろしいですか。

○金井伸夫委員外議員　わかりました。

○齊藤秀雄委員長　議長。

○菅原満議長 金井議員は載せるということですか。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 いや、催促が来ているのでどうなのかなということですよ。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。（午前11時05分 休憩）

再開します。（午前11時06分 再開）

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 市長への手紙の中で、議長の公務予定日をホームページに上げてほしいというリクエストがありまして、その予定日というのは流動的ということで公表しないということでしたが、2回目のメールが来ておりますので、その辺、説明をもう少しうまくやったら先方が納得するかなというようなことで、質問させていただきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 今の金井議員の質問に関して、議長いかがですか。

議長。

○菅原満議長 納得するかなではなくて、金井議員がどう受けとめているのかということなんですけれども。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外委員 私は議長の裁量というか、判断の範囲でおやりになればいいかなと思うんですけども、ただ再三再四来ているので、理由というか説明の仕方がちょっと足りないかなと思っているんです。それだけです。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。（午前11時07分 休憩）

再開します。（午前11時09分 再開）

議長。

○菅原満議長 これについては再三御説明をさせていただいておりますとおり、議会の立場としては、やはり何をやったのかをきちんと明らかにするというので、和光市議会は取り組んでできております。その立場でお返事は申し上げさせていただいておりますので、やったものについては、でき得る限り速やかにホームページ等で公開してきております。

以上でございます。

○齊藤秀雄委員長 金井議員、それでよろしいですか。

○金井伸夫委員外議員 はい、結構です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、次に移ります。

次回以降の議会運営委員会の日程について、意見書案の調整で、12月4日水曜日、本会議終了後に行います。また、副議長提案とした場合の確認で、12月11日水曜日、本会議終了後に行います。

また、市議会だより編集事前打ち合わせ1回目を12月16日月曜日、議会運営委員会終了後、事前打ち合わせ2回目を1月9日木曜日13時30分から行います。市議会だよりを議題とした議運を、1月16日木曜日13時30分から、それぞれ開催しますのでよろしくお願ひします。

議長。

○菅原満議長 意見書案の議会運営委員会への提出の時期の関係については議会運営委員会に改めて案をお示しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 皆さんそれでよろしいですね。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 陳情と請願について会派に持ち帰って検討しますよね。それは1月16日まで大丈夫ですか。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 1月16日をめどとして、先ほどの意見書の申し合わせの関係も案を出させていただけだと思います。関連した資料については整いましたら各議運の皆様へ配付をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

それでは、以上にて議会運営委員会を閉会します。

午前11時12分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 秀 雄